

令和５年度熊本市健康危機管理連絡会議議事録―要旨―

会 議 名	令和５年度（2023 年度）熊本市健康危機管理連絡会議
開 催 日 時	令和５年（2023 年） 7 月 2 7 日（木） 14：00～15：20
開 催 場 所	ウェルバルくまもと 3 階 すこやかホール
出 席 委 員	別紙「令和５年度 熊本市健康危機管理連絡会議委員出欠及び出席者名簿」のとおり
事 務 局	熊本市医療政策課
報 道 機 関	なし
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	1. 議題 （１） 熊本市健康危機管理体制 （２） 令和４年度健康危機管理事業報告 令和５年度健康危機管理事業計画 （３） 健康危機管理幹事会各課の取組報告・計画 2. 報告 健康危機対処計画の策定について
会 議 資 料	・会議次第 ・令和５年度熊本市健康危機管理連絡会議委員及び幹事会名簿 ・資料１-１「健康危機管理について」 ・資料１-２「健康危機管理体制フロー図（A3 サイズ）」 ・資料１-３「熊本市健康危機管理要綱」 ・資料２ 「令和４年度健康危機管理事業報告」 ・資料３ 「令和５年度健康危機管理事業計画(案)」 ・資料４ 「健康危機管理幹事会各課の取組状況」 ・資料５ 「健康危機対処計画の策定について」
議事	
議題（１）熊本市健康危機管理体制、（２）令和４年度健康危機管理事業報告・令和５年度計画	
資料：資料１-１、資料１-２、資料１-３、資料２、資料３	

事務局	説明（議事略）
議長	議題（１）、（２）に関して、質問や意見はないか。
丸目委員 （市薬剤師会）	新型コロナウイルス感染症が５類になってからは、従来行われていた対策や情報提供がなされなくなっているが、現在、熊本で新型コロナやインフルエンザが増えている。このことについて、市の考え方や市民への情報提供についてどのように考えているか。
迫田課長 （新型コロナ課）	現在、（新型コロナウイルス感染症については）週に１回、定点医療機関からの患者報告数をホームページにて周知している。 今から夏になり、換気不足などの感染拡大要素があるため、今後 SNS やホームページにて市民への周知を図りたいと考えている。
中林課長 （感染症対策課）	５月以降はマスクを外しての体育祭などもあり、学校でのインフルエンザの集団発生が見られる。熊本市でもインフルエンザでの学級閉鎖がかなり出ており、直近の第 28 週では定点当たり（報告数）が 9.56 となった。10 を超えると注意報レベルであり、通常は感染が広がらないはずの夏場で注意報レベルとなっているため、新型コロナとあわせて「週報」という形で注意喚起を行っている。熊本県も含めて新聞でも取り上げていただいているところ。
丸目委員	なぜ今、インフルエンザが増えているのか。
中林課長	この数年、新型コロナウイルス感染症対策でインフルエンザも感染が抑えられ、抗体がほとんどなくなっていることと、若い世代がインフルエンザワクチンをあまり接種しない影響と考えている。
丸目委員	今事務局から説明のあった事業報告や計画については、熊本県と連携しての対策なのか熊本市独自の対策なのか。
事務局	この連絡会議については熊本市独自に開催しているが、熊本県からも出席いただき情報共有を図っているところ。健康危機発生時は県とも連携しながら対応していく。
米満委員 （市医師会）	①熱中症患者が救急で増えていることを受け、他都市の取組で高齢者宅に行政と業者が連携してエアコンをレンタルしている自治体があると耳にしたが、熊本市でも高齢者のエアコン対策として何か検討しているのか。 ②新型コロナが５類になったが、介護施設での集団発生への対応について、第 8 波でもかなり厳しい状況だったが今後第 9 波が広がっていった場合に、検討会などの対応状況はどうなっていくのか。

荒尾副課長 (高齢福祉課)	①生活困窮者については生活保護の新規開始時にエアコンを持たない方については生活保護の扶助費で支援ができる制度が法令上ある。加えて熊本市では、生活困窮者について生活保護の新規開始時だけでなく、従前よりエアコンを持たない場合や故障した場合についても熱中症対策として支援を行っている。
門岡課長 (介護事業指導課)	②令和 4 年度途中より「業務継続支援チーム」が導入され、集団発生の介護施設での業務継続が難しい場合に当チームが入り、入居者および職員の支援を行っているところ。併せて感染対策について、研修等も当チームが担っており、毎日数か所を回っている状況。現在、第 8 波に比べてそのチームが支援に入っているわけではないが、今後感染が拡大していく場合にはそこも含めて検討したい。
迫田課長 (新型コロナ課)	平時の取組として感染対策の動画を 6 種類ほど配信している。それを繰り返し見ていただくことで、施設においても自ら学んでいただく機会としている。また、患者発生時については、周りの方と従業員に対してスクリーニング検査を行っている。保健所に相談いただければ行政検査として PCR 検査を実施する。 さらに、介護事業指導課の「業務継続支援チーム」に加えて当課では看護師や医師による「医療支援チーム」に施設に入ってもらい、感染管理や療養支援を行っているところ。介護福祉施設には医師が配置されているが有料老人ホーム等においては個別の主治医が診ているため、対応が難しい場合には当課へ相談いただき紹介等により医療の連携を強化している。
米満委員 (市医師会)	第 8 波では介護施設が救急車を呼んでも、最終的に搬送できずに施設に返すということがあったが、5 類になったからには、施設の判断で救急車を呼んだら医療機関で受けないといけないと理解している。しかし、今までは、介護施設からすると怪我や大腿骨骨折の場合は救急車を呼べば搬送してもらえていたが、(コロナについては)搬送の受け入れ先を決めていないと運べないという対応になることが懸念される。救急隊としても、そこから受け入れ先を探すことになり、医師会としても今までは受け入れ先の調整を保健所に頼っていたところがある。それが難しくなるため、受け入れ可能な医療機関についてメーリングリスト等で共有しようとしているがまだできていない状況。この状況で第 9 波に入ると、介護施設としては自分で病院も見つけないといけないし救急車を呼んでも搬送してもらえない、やはり自分たちで診るしかないのかということが懸念される。ただ、基本的には 5 類なので介護施設としては救急車を呼べばもう（任せて）良いということなのか。
迫田課長 (新型コロナ課)	基本的には救急車を呼ぶ判断も主治医の先生に指示を仰いでいただくようお願いしている。昨日も医療機関と Web 会議を行ったが高齢者施設の中でも対応に差があるため、当課に集団発生の連絡があれば、救急車を呼ぶタイミングや医療機関との連携について確認をとり、施設で一晩様子を見られるということであれば様子を見ていただくということを徹底している。救急もおそらく大変な思いをされているかと。

池松課長 (消防局救急課)	我々としては救急要請があれば救急車を出すしかないので救急車を出すことになるが、第 8 波のときは受け入れ先が見つからない事案が多く、現場に 3 時間 4 時間、40 回ほど問い合わせたやっと入れるといったことも現実にあっていた。ただ、今のところは GMIS 等も活用し、第 8 波のときのような状況ではない。しかし、これ以上増えると難しくなる。そういった困難事例が発生した場合は今でも保健所と連携して進めている状況。
米満委員 (市医師会)	またこの状況を見ながらいろいろご相談しながら、医師会としても情報共有したいと思う。 エアコンについては、ささえりあ等を通じてエアコンが必要との情報が入ってきた場合、市からの補助があるとすればその窓口があるということなのか。
荒尾副課長 (高齢福祉課)	生活に困窮されている方が対象であるとの条件があり、そこはささえりあ内でも周知されているはずで、ささえりあから各区役所の保護課に連絡が行く流れとなっている。
米満委員	生活に困窮されている方以外についてはそういった補助はないということか。
荒尾副課長	そうです。
議事（３）健康危機管理幹事会各課の取組報告・計画	
資料：資料 4	
5 課（環境総合センター、生活衛生課、食品保健課、感染症対策課、新型コロナ対策課）	説明（議事略）
議長	議題（１）、（２）に関して、質問や意見はないか。 （質問・意見なし）
報告 健康危機対処計画の策定について	
資料：資料 5	
的場課長 (医療政策課)	説明（議事略）
議長	報告に関して、質問や意見はないか。

丸目委員 (市薬剤師会)	今の説明に直接は関係ないが、菊陽町に建設されている TSMC の件について。 水に関して、安全性の問題や市民の生活用水への影響に対する現時点での見解があれば教えてほしい。
近藤所長 (環境総合センター)	PFOS・PFOA について TSMC が使用するということはないが、同じような有機フッ素化合物を使用することも考えられるため水質確認の準備を進めている。また、地下水の質の問題と量の問題があるため、量の問題については企業と協定を結んで地下水が枯渇しないような取組をお願いしているところ。
丸目委員 (市薬剤師会)	水俣の件もあり、熊本市民もこの問題については懸念しているところだと思う。ぜひともきちんとした形で行っていただければと思う。
その他	
議長	その他、各機関からこの場で情報共有しておくことはないか。 (特になし) 特にないようなので、これで全ての議題について終了とする。
中村所長	感染症、食中毒等の発生は、いつ何時起きるか予断を許しません。今後も、医療機関の皆様をはじめ庁外・庁内の関係機関の皆様には、健康危機管理の連携を密にすることはもとより、より一層のご協力をよろしくお願いいたします。